

公立大学法人宮城大学理事会運営規程

平成21年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定款（以下「定款」という。）及び公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、定款第15条に定める理事会（以下「理事会」という。）の運営等に関し、規則第14条第7項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(議決事項)

第3条 定款第18条各号に掲げる事項については、理事会の議を経なければならない。

(開催)

第4条 理事会は、原則として、月1回開催するのを定例とする。ただし、必要があるとき、臨時に開催することができる。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事長は、定款第16条第2項の規定により、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(招集通知)

第5条 理事長は、理事会を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議事)

第6条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職務代行)

第7条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を行う。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(事務局関係者の出席)

第9条 議長は、事務局の関係職員をオブザーバーとして理事会に出席させることができる。

(議事録の作成)

第 10 条 議長は、議事録署名人 2 人を指名し、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 11 条 理事会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第 53 回理事会)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第 81 回理事会)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第 107 回理事会)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第 135 回理事会)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。